

とよなかオレンジカフェ運営にかかる要綱

(総則)

第1条 この要綱は、とよなかオレンジカフェの運営に係る必要な事項について定める。

(とよなかオレンジカフェの定義)

第2条 とよなかオレンジカフェとは、次の各号に掲げる機能を有するものをいう。

- (1) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが集うことができる場
- (2) 認知症の人及びその家族が安心して過ごせる場
- (3) 認知症の人及びその家族が困りごとや悩みについて相談できる場
- (4) 認知症の人及びその家族が思いや希望を発信できる場
- (5) 地域住民が認知症の正しい理解を得られる場
- (6) オレンジャー（ステップアップ講座を修了した認知症サポーター）がボランティアとして活動できる場

(とよなかオレンジカフェの立ち上げ)

第3条 とよなかオレンジカフェは、地域住民、地域の事業者等が、地域包括支援センターと連携のうえ立ち上げる。立ち上げに際し、必要な備品については、地域包括支援センターが必要と認めた範囲において地域包括支援センターより貸与することができる。

(とよなかオレンジカフェに対する市の支援内容)

第4条 市は、次に掲げる支援を行う。

- (1) とよなかオレンジカフェの運営に必要な指導、助言等に関すること。
- (2) とよなかオレンジカフェに関する情報発信に関すること。
- (3) とよなかオレンジカフェの行事保険に関すること。

(とよなかオレンジカフェの運営要件)

第5条 とよなかオレンジカフェは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で開催し、概ね2か月に1回以上の頻度で定期的に開催すること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制下にないこと。
- (3) 営利を目的とせず、かつ、政治的又は宗教的活動を行わないこと。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。